

2020年12月1日

特許庁無効審判における計画対話審理の試行について



三好内外国特許事務所
弁理士 豊岡静男

特許庁は、特許無効審判事件の審理の更なる充実を図るため、令和2年4月から、「計画対話審理」の試行を開始すると公表した。コロナ禍の影響で開始が遅れるのは避けられないが。

現行の審理では、特許権者から答弁書が提出された時点又は審判請求人から弁駁書が提出された時点で口頭審理を行い、その後審決又は審決の予告を送達しているが、口頭審理において当事者の主張が十分に尽くされず、再度争点整理を行うケースがあったということである。

「計画対話審理」は、審判請求書の送達後に審理計画策定等を行う第1回口頭審尋、答弁書の送達後に当事者の主張及び争点整理を行う第2回口頭審尋、争点を最終的に確認する第3回口頭審尋の後、審決又は審決の予告を送達するというものである。口頭審尋とは、合議体が両当事者に口頭による審尋を行うものであり、合意の上記録された発言のみが主張となる。

第1回口頭審尋で審理計画の策定と審判請求書の内容を明確にし、第2回口頭審尋で答弁書及び訂正請求書の内容を説明させ、第3回口頭審尋で最終的に争点を確認することで、当事者の主張を十分に尽くさせるものと解される。

知的財産高等裁判所の審決取消訴訟の審理では、原告の第1回準備書面提出後に非公開の第1回弁論準備手続を行い、争点を明確にして進行スケジュールを調整し、被告の準備書面及び原告の第2回準備書面提出後に第2回弁論準備手続を行い、必要に応じて技術説明会を行った後、弁論準備手続を終結し、公開の口頭弁論を行った後判決が言い渡される。

今回の特許庁の「計画対話審理」は、前記審決取消訴訟の審理を参考にしたものと解される。現行の無効審判の審理では公開の口頭審理を行っていたのに対し、標準的な試行では非公開の口頭審尋しかないことで、審判請求人以外の利害

関係者の不都合もあり得るところ、口頭審尋ではなく口頭審理を行ってもよい旨説明されているから、特に世間の注目を集める審判においては、第3回口頭審尋は口頭審理とすべきであろう。

筆者は昔、無効審判の審理の効率化について、知的財産高等裁判所において行われている弁論準備手続の審理を参考にする旨提案したことがあった（「特許ニュース」No. 11754）。14年も前のことであり、記憶している者もおらず、提案のニュアンスも若干異なるが、試行の成否が気になるところである。

なお、本稿は、経済産業新報2020年6月15日号に掲載されたものである。